

(設置)

第1条 辰野町内の児童生徒数の推移を踏まえ、辰野町立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という）の将来を展望した学校の適正規模・適正配置及び学校のあり方について幅広い見地から研究及び検討を行うため、辰野町立小・中学校あり方検討委員会（以下「委員会という。」）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に挙げる事項について調査、研究及び検討を行い、その結果を辰野町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

(1) 少子化の進展に対応した新たな学校づくりに関する事項

① 少子化の進展に対応した望ましい教育環境のあり方に関する事項

- a：小・中学校の配置及び通学区に関する事項  
・学びの適正規模、適正配置及び学校制度 等
- b：小・中学校間の連携のあり方に関する事項

② 小・中学校と地域との連携のあり方に関する事項

- a：辰野町の良さ、特徴を生かした新たな教育課程等のあり方に関する事項  
・学校制度及び教育課程の概要 等
- b：教育課程外の活動のあり方に関する事項
- c：放課後及び課外活動の位置づけ及び地域連携に関する事項 等

(2) 就学前から一貫した支援・指導のあり方に関する事項

- ① 多様化する児童生徒への支援・指導のあり方に関する事項
- ② 保育園から小学校・中学校の連携のあり方に関する事項
- ③ 保育園・幼稚園から高等学校、短期大学まで揃った町の良さを生かした学校づくりに関する事項

(3) その他、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地区又は児童生徒の保護者の代表者
  - (2) 校長会及び高校の代表者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 保育園保護者の代表者
  - (5) 町園長会及び幼稚園の代表者
  - (6) 町議会の代表者
  - (7) 一般からの公募者
  - (8) その他、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、専門的な見地からの意見を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、概ね2年とするが、当該検討事項に関わる調査、研究及び検討が終了し提言をまとめたとき、解任されるものとする。

2 委員の任期は、教育委員会が必要と認めるときは、これを延長することができる。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表するとともに、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校支援課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。